

令和4年11月30日
開会 17時00分

○神谷議長

まず定足数の確認をいたします。議員定数16人中、ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。よって、令和4年第3回宗像地区事務組合議会臨時会は成立しましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。なお、本臨時会におきましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、引き続き、換気をはじめ、3密の回避など、基本的な対策を図りながら、会議を進めてまいりますので、発言につきましては、簡潔かつ明確に行ってください。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定に基づき、3番 上野崇之議員、4番 石田まなみ議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。

原崎組合長から令和4年第3回臨時会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様改めましてこんにちは。令和4年第3回議会臨時会の開催に当たりまして、ご挨拶と提案概要を申し上げます。皆様におかれましては両市議会会期中の忙しい中、そして、夕刻からの開催にもかかわらず、本臨時会にご出席いただきましてありがとうございます。御礼申し上げます。

本日の臨時会でございますが、1件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。第26号議案でありますが、令和4年の人事院の勧告に伴いまして、給与条例等の一部を改正するものでございます。

大変重要な案件でございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますよう、何とぞお願い申し上げます。

○神谷議長

ありがとうございました。以上で原崎組合長の挨拶並びに報告を終わります。

日程第4「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 26 号議案について説明いたします。議案書の 26 の 1 ページをお開きください。

第 26 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 4 年 11 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由 令和 4 年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。

改正の内容については、本日、机上に別途お配りしました【第 26 号議案関係資料】で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず 1 点目は給与表の改定です。民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒初任給を行政職では 3,000 円、消防職では 3,800 円、高卒初任給を行政職では 4,000 円、消防職では 4,600 円引き上げるものであります。また、これを踏まえ、35 歳程度までの若年層について改定しております。この改正は、一般職の職員に対しまして、令和 4 年 4 月 1 日までさかのぼって適用します。

2 点目は、期末・勤勉手当の支給率の改定です。民間の支給状況に見合うよう、一般職の年間の支給割合を現行 4.3 月から 0.1 月分引き上げ 4.4 月に、再任用職員の年間の支給割合を現行 2.25 から 0.05 月分引き上げ、2.3 月に改定します。

なお、この引き上げ分は、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

資料の表をご覧ください。令和 4 年度改正前、令和 4 年度改正後及び令和 5 年度以降の支給割合を示しております。一般職の「令和 4 年度改正後」については、12 月の勤勉手当の支給率を 0.1 月引き上げ、年合計支給率を 4.4 月といたします。「令和 5 年度以降」については、引き上げ分 0.1 月を勤勉手当の 6 月分と 12 月分とにそれぞれ割り振って、年合計支給率を 4.4 月といたします。再任用職員の「令和 4 年度改正後」については、12 月の勤勉手当の支給率を 0.05 月引き上げ、年合計支給率を 2.3 月といたします。「令和 5 年度以降」については、引き上げ分 0.05 月を勤勉手当の 6 月分と 12 月分とにそれぞれ割り振って、年合計支給割合を 2.3 月といたします。

なお、これらの改正は、いずれも人事院勧告及び宗像市、福津市と同様の措置となっております。

以上で、第 26 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○神谷議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 26 号議案について採決を行います。本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和 4 年第 3 回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。